# P I 外環沿線協議会 規約

## 【名称について】

(1) 本会は、「PI外環沿線協議会」(以下「沿線協議会」という)と称する。

#### 【趣旨について】

(2) この規約は、別紙1の「PI外環協議会(仮称)設立に向けた確認内容」を踏ま え、沿線協議会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 【目的について】

(3)沿線協議会は、東京外かく環状道路(関越道~東名高速)(以下「外環」という) について、原点に立ち戻り計画の構想段階から幅広く意見を聞くパブリック・イン ポルプメント(PI)\*方式で話し合うことを目的とする。

#### 【位置づけについて】

(4) 沿線協議会は、結論を出すことを目的とするのではなく、沿線7区市の関係者、 地元自治体、国土交通省、東京都の話し合いの場とする。

### 【話し合い内容について】

(5) 沿線協議会は、外環計画の必要性の有無(効果と影響)及び、外環計画の内容、 その他の必要な事項について話し合いを行う。

## 【構成について】

(6)沿線協議会は、関係者、地元自治体、国土交通省、東京都をもって構成し、協議 員は別紙2の通りとする。

#### 【協議員の任期について】

(7) 協議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 【事務局について】

(8) 沿線協議会の事務局は、当面、国土交通省関東地方整備局および東京都都市計画局に置く。

## 【沿線協議会の運営について】

(9)①沿線協議会には、進行役を置く。

②沿線協議会の運営に関して、その他必要な事項は、別途運営細則を定める。

## 【沿線協議会の公開について】

(10) 沿線協議会は、公開するものとする。

## 【補則について】

(11) この規約に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、沿線協議会に諮り定める。

附 則 この規約は平成14年6月20日から施行する。

パブリック・インボルブメント (PI) =市民参画:原義は市民等を積極的に関与させる意